

維持管理計画書

岡山市水道局

維持管理計画

1. 囲い等の管理

- (1) 埋立地の周囲に囲いを設置し、敷地境界の出入り口に門扉を設置する。
- (2) 目視により定期的に点検し、囲い及び門扉が破損した場合は速やかに補修する。
- (3) 門扉は作業終了後及び作業員が不在の時は閉鎖し施錠する。

2. 表示設備の管理

- (1) 立札、看板その他表示設備は常に見えやすい状態にしておく。
- (2) 目視により定期的に点検し、表示設備が破損した場合は速やかに補修する。
- (3) 立札については表示すべき内容に変更が生じた場合は速やかに書換えを行う。

3. 飛散、流出の防止

埋立地の外に廃棄物が飛散又は流出しないように覆土等の必要な措置を講じる。

4. 悪臭及び衛生害虫等の防止

悪臭及びねずみが生息し、はえ及び蚊、その他の害虫が発生しないように状況に応じて覆土や薬剤を散布する等の必要な措置を講じる。

5. 騒音、振動及び粉じん対策

廃棄物の運搬車両、埋立作業に用いる重機等から発生する騒音、振動及び粉じんによる生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じる。

- (1) 運搬車両については安全な速度で走行する。
- (2) 埋立作業においては時間内（原則 9：00～16：30）に終了する。
- (3) 粉じん対策としては散水を行う。

6. 火災の防止

埋立地内での喫煙等火気の使用を厳禁する。また、場内に消火器を常備する。

7. 埋立物の搬入管理

- (1) 埋め立てる廃棄物（浄水汚泥）は年 1 回の頻度で行う分析検査の結果により、廃棄物の性状を確認する。
- (2) 搬入車両に積載されている廃棄物とマニフェストの記載内容を照合し、確認後、指定した場所で埋立処分を行う。
- (3) 廃棄物中に許可品目以外の廃棄物があった場合は当該廃棄物を運搬業者に持ち帰

- らせる。
- (4) 受け入れた廃棄物の種類及び数量を記録する。

8. 埋立地作業の管理

- (1) 廃棄物の流出を防止するための埋立は計画図に基づき、管理道路面から 50 c m 下がった位置までとし、十分な転圧を行うこととする。
- (2) 受け入れた廃棄物はできる限り転圧締め固めをしたうえで、埋立の状況により整地を行う。また、廃棄物が飛散するおそれがある場合は覆土をする。
- (3) 埋立処分が終了した埋立地はその表面を土砂等で覆い、転圧締め固めのうえ、50 c m 以上の厚さを確保し、開口部を閉鎖する。

9. 施設の維持管理

(1) 埋立法面（土堰堤）の管理

地上に現れている部分を目視により定期的に点検し、土砂の流出又は沈下があると認められる場合は速やかにこれを補修及び防止するための必要な措置を講じる。

(2) 遮水工の管理

- 1) 保有水等の埋立地からの浸出を防止するために設けられた遮水工については埋立機材等を使用することにより、これを破損しないように埋め立てる。
- 2) 遮水工のうち地上に現れている部分については定期的に点検し、破損又はそのおそれがあると認められる場合には速やかに補修等の必要な措置を講じる。

(3) 保有水等の集排水設備の管理

保有水等を排出するために設けられた保有水等集排水設備は埋立地内の排水状況を目視により点検を行い、補修、排水設備の追加等の必要な措置を講じる。

(4) 沈澱設備の管理

保有水を沈澱処理するために設けられた沈澱池について、放流水の水質が排水基等に常に適合するように機能の状態を定期的に点検し、機能が低下している、又は低下するおそれがあると認められる場合には沈澱物を除去する等の必要な措置を講じる。

(5) 雨水排水施設の管理

地表水を埋立地外に速やかに排出するための側溝等の雨水排水設備について、破損の防止及び機能の維持のために目視等により定期的に点検し、補修及び堆積物の除去等の必要な措置を講ずる。

10. 水質検査の実施

(1) 地下水

- 1) 地下水の状態を監視するために2ヶ所の水質観測井戸から採取した地下水につ

いて、水質検査を行う。

- 2) 地下水の水質検査は電気伝導度の測定について月1回以上実施し、地下水等検査項目については年1回以上行う。
- 3) 電気伝導度に異常が認められる場合には速やかに再度測定・記録するとともに、地下水等検査項目についても測定・記録する。

(2) 放流水

放流水の水質検査はpH、BOD、COD、SS、窒素の測定について月1回以上実施し、排水基準に係る項目については年1回以上行う。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法への対応

- 1) 地下水の状態を監視するために2ヶ所の水質観測井戸から採取した地下水について、ダイオキシン類濃度測定を年1回以上行う。
- 2) 放流水のダイオキシン類濃度測定を年1回以上行う。
- 3) 放流水許容濃度（ダイオキシン濃度 10 [pg-TEQ/l]）に適合するよう維持管理を行う。

- (4) 地下水、放流水、ダイオキシン類濃度測定の結果、基準値を超過した場合はすみやかに原因調査及びその他生活環境保全上必要な措置を行う。

1.1. 最終処分場の残余容量

残余の埋立容量について、1年に1回以上測定し、記録する。

1.2 最終処分場及びその周辺に対する対応

(1) 作業時間の管理

生活環境保全上の支障が生じないように時間を定めて作業を行い、早朝または深夜の埋立作業、車両の出入りは行わない。

(2) 搬入路等の安全管理

廃棄物の運搬を委託した事業者に対して、廃棄物の運搬に使用する搬入路では安全な走行速度を保つこと及び廃棄物の飛散を防ぐためシート掛けを励行するよう指導する。

(3) 美観の保持

最終処分場内及びその周辺の清掃を行う等により、常に美観の保持に努める。

(4) 地域住民等への配慮

地域住民、関係市町村等からの最終処分場の維持管理に係る苦情等について誠意をもって対処するとともに、問題解決に当たる。

1.3. 災害時の対応

- (1) 台風、大雨等の際には必ず最終処分場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等

のおそれがある場合は事故発生等の未然防止を図るために必要な措置を講じる。
(2) 地震等の予見できない災害が発生した直後には臨時点検を行う。

1 4. 事故等の対応

火事や埋立地からの廃棄物の飛散、流出等の異常な事態が発生した場合は、まず現地の状況を確認し、関係機関に連絡するとともに、二次災害及び被害拡大防止のための応急処置をとる。その後、処分場内を点検し原状復旧や補修等の必要な措置を講じる。

1 5. 記録の作成及び閲覧の実施

- (1) 埋め立てられた廃棄物の種類並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、保存する。
- (2) 当該最終処分場の維持管理の状況に関する情報については、廃棄物処理法第15条2の3に基づき、三野浄水場に据え置き、備え置いた日から換算して3年を経過するまでの間、求めに応じこれを閲覧させる。